



消費者啓発講座で 著作物を利用するときには

橋本 阿友子 Hashimoto Ayuko 弁護士

骨董通り法律事務所。神戸大学非常勤講師、上野学園大学非常勤講師。
専門は著作権で、音楽著作権と著作物の保護期間に詳しい

はじめに

著作物は多くの場面で利用されています。学校教育、セミナーや、音楽・映画・出版物・ゲームをはじめあらゆるアート・エンタテインメントに加え、昨今ではデジタル化時代の潮流を受け、SNSをはじめインターネット上での私的使用にとどまらない利用が増えてきました。本稿では、著作権の基本的な考え方を紹介するとともに、消費生活センターの消費者啓発講座で、消費者被害防止の意識づけのために替え歌が使用されている背景から、二次創作・パロディについても説明します。

著作権に関する基本的な知識

● 基本的な考え方

著作権法の理解の前提として、次のとおり基本的な用語を整理してみます。

「著作物」：思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいいます。小説、講演、音楽、舞踊、絵画、建築、映画、写真、プログラムなどが例として挙げられています。もっとも、これらに該当したとしても必ずしも著作物性が認められるとは限らず(創作性がなければ著作物ではありません)、反対に、これら以外でも著作物となるものがあり得ます。

「著作者」：事実行為としての創作行為を行った者をいいます。著作権と著作者人格権は、原始的に、著作者に帰属します。著作権は、特許庁による登録がなされて初めて権利行使ができるほかの知的財産権(特許権や商標権)とは異なり、著作者が著作物を創作すると同時に、著作者の意思にかかわらず発生します。

「著作権」：著作物を専有する権利で、他人による無許諾での著作物利用を禁止する効力を有します。著作権は、禁止権の束であり、複製権(コピーする権利)、公衆送信権(インターネットで配信したり、放送する権利等)、譲渡権、翻訳・編曲・変形や翻案を行う権利等が含まれます(これら個々の権利を“支分権”といいます)。著作権は“財産権”なので、譲渡が可能です(著作権のうち、その一部を譲渡することも可能です)。そのため、「著作者」と「著作権者」が異なる場合があります。

「著作者人格権」：公表権(まだ公表されていない著作物を公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利)、氏名表示権(著作物の公表に際し著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利)、同一性保持権(著作物を意に反して改変されない権利)の3種類の権利があります。人格権は一身専属権(属人的に帰属する権利)であ

り、譲渡はできないと考えられています。

著作権に規定されている基本的な用語の説明は以上のとおりですが、具体的な事例を挙げて整理してみましょう。

Aさんが楽曲Xを作曲したとします。Aさんは楽曲Xの「著作者」で、かつ「著作権者」です。楽曲Xを利用する権利はAさんに専有的に帰属します。原則としてAさんだけが楽曲Xを利用でき、Aさんの許諾なく、Bさんが楽曲XをSNSにアップロードしたり、編曲することは禁止されています。

次に、Aさんが楽曲Xの著作権の全部を音楽出版社Cに譲渡したとします。この場合、Aさんは楽曲Xの「著作者」ですが「著作権者」ではなくなります。今はC社が「著作権者」です。そのため、BさんはSNSにアップロードしたりアレンジするにあたり、AさんではなくC社の許諾を得なければなりません。他方、この場合でも、Aさんは著作者人格権を有しているのので、AさんはBさんがコンサートでXを演奏する際Aさんの名前を表示するように求めることができます。また、Aさんは、BさんがAさんの意に反する改変を行うことを阻止することもできます。

このように、他人の著作物を利用するにあたっては、著作権者あるいは著作者の許諾が必要であると考えられます。

なお、実際には、音楽に限ってはその多くが、「著作権集中管理団体」(JASRACやNexToneなど)に著作権を信託譲渡されており、許諾をこれら集中管理団体に対して求める場合があります。集中管理団体が管理する権利であれば、基本的には定められた使用料を支払うことで使用することができます(集中管理団体が管理していない権利もあるので、そのつど確認が必要です)。

● 許諾が不要な場合

● 権利制限規定

もっとも、いかなる場合にも第三者の著作物の無許諾利用が許されないわけではありません。

著作権法は「権利制限規定」と呼ばれる、著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合を規定しています。例えば、購入したCDを自分が聴くためにiTunesを使って自分のパソコン上にダウンロードしたり(私的使用目的による複製)、無料のコンサートで、報酬をもらわずに他人の楽曲を演奏することなどについては、権利者の許諾は不要です。学校で新聞や写真が配布されるのも、権利制限規定によって、権利者の許諾なく複製と配布が認められているからなのです。

また、よく使われる権利制限として「引用」があります。作品の批評のために絵画や楽曲・歌詞を紹介する場合や、講義などで公表済みの論文や写真などを紹介することが、引用の例として考えられます。ほかにも多くの権利制限が定められています。

これらの権利制限が規定されているのは、権利者保護(保護することで表現活動に対するモチベーションを与える)の観点から、モチベーションに影響しないような著作権の行使は正当化されない場合や、権利者保護を上回る政策的な要請があるからであるとの説明が可能です。

もっとも、私的使用目的による複製については、2020年著作権法改正により、違法にアップロードされた著作物(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラム等)を、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることが、一定の要件のもとで違法となりました。私的使用目的による複製は、個人の私的領域における活動の自由を保障する必要性があること、軽微な使用であれば権利者への経済的影響が小さいことから、権利制限として認められていま

すが、悪質性の高い行為はたとえ私的使用目的であっても認めないことと定められたのです。

●パブリック・ドメイン

俗にいう「著作権切れ」の著作物は、誰もが自由に利用することができます。著作物が保護を受ける期間(保護期間)は永久ではなく、保護期間を満了した著作物はパブリック・ドメイン(PD)と呼ばれ、公有となるのです。保護期間は、著作者の死後(または公表後)70年で計算されます。

例えばAが2020年に死亡した場合、楽曲Xは2090年末まで保護され、2091年1月1日からPDとなります(これは、Aさんが楽曲XをC社に譲渡した場合でも同様です)。もっとも、旧著作権法適用下での著作物や、海外の著作物等、別途の考慮が必要になる場合があります、保護期間の計算が煩雑となるケースがあり注意が必要です。

中管理団体がないので、このような権利処理に行き詰まることも珍しくありません。

●裁定制度

このうち、著作権者の身元や所在が確認できない著作物(著作権者不明の著作物)は、オーファンワークス(孤児著作物)といわれています。オーファンワークスは、文化庁長官の裁定を受けることで、利用が可能となります。

「裁定」とは、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、基本的には使用料額に相当する補償金を供託することで、著作物を適法に利用できるようにする手続きです。申請に先立ち権利者の探知が必要など、申請者の負担も少なくないですが、著作物の利用に行き詰まった場合に考えられる選択肢の1つです。

●著作物の利用

●権利処理の実際

PDではない著作物を、権利制限規定がおかれていない方法で利用する場合は、利用者は権利者の許諾を得なければなりません。

許諾を得るといっても、そう簡単にはいかない場合もあります。権利者と連絡が取れない、そもそも権利者が誰か分からない、権利者と連絡は取れたが法外な使用料を要求された、など、さまざまなケースが考えられます。この点、JASRACやNexToneに登録されている楽曲であれば、これら著作権管理団体が管理している権利の行使に関する利用であれば、使用料を払えば基本的に利用が可能です*。しかし、音楽以外の著作物はJASRACのような大規模の集

●二次創作・パロディ

●二次創作—替え歌を例に考察

ベースとなる作品に手を加えてできた創作物を、俗に二次創作といふことがあります。この、オリジナルの作品に手を加えることについて、著作権法上、問題になることがあります。オリジナルの楽曲に手を加えることが著作権法の問題になる例として「替え歌」があります。「替え歌」と呼ばれる形態は、楽曲はそのままで歌詞に手を加えるもので、元の歌詞の表現が残っているものもあれば、元の歌詞とはまったくもって異なる歌詞がつけられるものもあります。

著作権法上、著作権者の許諾なく著作物の改変を行うことはできません(翻訳・編曲・変形・その他翻案を行う権利)。また、著作者の意に反する改変も、禁止されています(同一性保持権)。いずれについても、「改変」というからには「オ

* 参考

日本音楽著作権協会(JASRAC)の作品検索「J-WID」 <http://www2.jasrac.or.jp/ejwid/>
NexToneの作品検索 <https://search.nex-tone.co.jp/terms;jsessionid=D2D529A9757072282D96D02A9CFF4449?0>

リジナルに手を加えた」ことが必要になります。歌詞付きの楽曲であっても、楽曲と歌詞は独立した著作物と考えられており、オリジナルの歌詞とは別の歌詞を一から作成し、それを当該楽曲にくっつけた、という場合には、楽曲にもオリジナルの歌詞にも手が加えられておらず、楽曲に対しても歌詞に対しても「改変」がなされたとはいえないともいえます。そのため、オリジナルの歌詞をベースにしない替え歌は、著作権者・著作者の権利を侵害しないと考えられます。

2017年に問題となったパーマ大佐の「森のくまさん」の替え歌があります。この替え歌は、オリジナルの歌詞は変更せず、オリジナルの歌詞と歌詞の間に「ひとりぼっちの私を強く抱きしめたクマ♪」などの歌詞を追加したものです。これによって、オリジナルのストーリーは大幅に変更されると同時に、オリジナルの歌詞を知っている人は誰でも、オリジナルの歌詞に追加したということが分かるものでした。この替え歌に対して日本の訳詞家が同一性保持権侵害を主張し、事件化したのです。この件は結果的に和解が成立しましたが、裁判に発展していればオリジナルへの追加が同一性保持権の侵害と判断されたのか、興味深い事例でした。

以上については、同人誌やその他の二次創作物にも同様に考えられるように思います。

●パロディ

「替え歌」には単なる改変行為ではなく、パロディとしての側面もあります。先のパーマ大佐による「森のくまさん」では、歌詞の追加によってストーリーが大幅に変更されており、パロディの成功例として挙げられると思います。

パロディについては、日本の著作権法に定義が存在せず、長らく多くの議論がもたれてきました。2013年3月には、文化審議会において設置されたワーキングチームから「パロディワーキングチーム報告書」が公表されています。

が、この時点でもさらなる議論を尽くすべきと指摘され、度重なる改正によっても、いまだ法制化には至っていません。

日本法上、同一性保持権は「意に反する」改変を受けない権利として定められており、著作者の主観によって権利侵害の有無が決せられます。そのため、著作者がその意に反する改変が行われたと主張すれば、パロディは同一性保持権侵害となり得ます。一方で、「各業界において形成された慣行や秩序の下、一定の範囲ではパロディが権利者によって黙認等されている土壌が存在」することは上記報告書でも指摘されており、パロディ文化が花開いた背景にある慣行や秩序にも目を向ける必要があるようにも思います。独自に二次創作ガイドラインを公表しているコンテンツもあり、法制度が必要かという側面から、改めて検討する余地があるかもしれません。

もっとも、著作者の名誉または声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、著作者人格権の侵害行為とみなされます。例えば、「替え歌」の歌詞が楽曲の作曲家の社会的名誉や声望を害するような内容であった場合などは、作曲家の名誉声望保持権を侵害すると認定される可能性は残ると考えられます。

●まとめ

今回は、著作権法の基本知識と、「替え歌」を例として二次創作の問題点について触れました。二次創作・パロディの問題は長年議論がなされてきたトピックの1つに過ぎず、日常生活に関連した著作権法の問題はまだまだまだたくさんあります。著作権法は頻繁に改正がなされており、2020年にも著作権法が改正され、一部は既に施行されています。そのため、著作権法が問題になる場面では、その時点で適用される条文を確認することが重要です。